

職 発 0228001 号
平成20年2月28日

都道府県労働局長 殿

職業安定局長
(公印省略)

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律規則の一部を改正する省令」、「日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」及び「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示」の施行等について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令第14号）、「日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第36号。以下「日雇派遣指針」という。）及び「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示」（平成20年厚生労働省告示第37号。以下「派遣元指針改正」という。）が本日公布され、本年4月1日施行（事業報告書に係る改正については本日施行）されることとなったところである。

その概要については、下記第1、第2及び第3のとおりであり、その取扱い等については第4のとおりである。

また、併せて、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令等の施行について」（平成11年11月17日付け女発第325号、職発第814号）の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」についても、第5のとおり改正する。

貴職におかれては、これらに十分留意の上、周知をはじめとし、業務の円滑な運営に遺漏なきよう万全を期されたい。

記

第1 改正省令の概要について

1 派遣先責任者の選任（省令第34条）

派遣先は、労働者派遣の期間が1日を超えないときであっても、派遣先責任者を選任しなければならないものとする。

2 派遣先管理台帳の作成（省令第35条）

派遣先は、労働者派遣の期間が1日を超えないときであっても、派遣先管理台帳を作成しなければならないものとする。

3 派遣先管理台帳の記載事項（省令第36条）

派遣先管理台帳の記載事項に、派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事した事業所の名称及び所在地その他派遣就業をした場所を追加すること。

4 派遣先管理台帳の記載事項に係る通知（省令第38条）

派遣先管理台帳の記載事項に係る通知に、派遣労働者が従事した業務の種類及び上記3において追加した記載事項を追加すること。

5 事業報告書（省令様式第11号）

事業報告書の様式に、日雇派遣労働者の数、日雇派遣労働者の従事した業務に係る派遣料金、日雇派遣労働者の賃金等を追加する等所要の改正を行うこと。

第2 日雇指針の概要について

1 趣旨（日雇派遣指針第1）

日雇派遣労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用される者）について、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置を定めたものであること。

2 日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置（日雇派遣指針第2）

(1) 派遣元事業主及び派遣先は、事前に就業条件を確認すること。

(2) 派遣元事業主及び派遣先は、相互に協力しつつ、労働者派遣契約の期間を長期化すること。また、派遣元事業主は、雇用契約の期間を長期化すること。

(3) 労働者派遣契約の解除の際に、就業のあっせんや損害賠償等の適切な措置を図ること。

- 3 労働者派遣契約に定める就業条件の確保（日雇派遣指針第3）
 - （1）派遣元事業主は、派遣先な派遣先の巡回、就業状況の報告等により労働者派遣契約に定められた就業条件を確保すること。
 - （2）派遣先は、一の労働者派遣契約について少なくとも一回以上の就業場所の巡回、就業状況の報告等により、労働者派遣契約に定められた就業条件を確保すること。

- 4 労働・社会保険の適用の促進（日雇派遣指針第4）
 - （1）派遣元事業主は、労働・社会保険（日雇に関する雇用保険及び健康保険を含む。）の手續を適切に行うこと。
 - （2）派遣元事業主は、派遣先に対し労働・社会保険の適用状況を通知するとともに、派遣先及び日雇派遣労働者に対して未加入の場合の理由の通知を行うこと。
 - （3）派遣先は、派遣元事業主から労働・社会保険に未加入の場合の理由の通知を受け、当該理由が適正でないと考えられる場合には、適切に手續を行ってから派遣するよう求めること。

- 5 日雇派遣労働者に対する就業条件等の明示（日雇派遣指針第5）
 - （1）労働基準法に定められた労働条件の明示を確実にすること。
 - （2）労働者派遣法に定められた就業条件の明示を、モデル就業条件明示書（日雇派遣・携帯メール用）の活用等により確実にすること。

- 6 教育訓練機会の確保（日雇派遣指針第6）
 - （1）派遣元事業主は、職務の遂行のための教育訓練を派遣就業前に実施すること。
 - （2）派遣元事業主は、職務を効率的に遂行するための教育訓練を実施するよう努めること。

- 7 関係法令等の関係者への周知（日雇派遣指針第7）
 - （1）派遣元事業主は、派遣労働者登録用のホームページや登録説明会で関係法令の周知を行う。また、文書の配布等により、派遣先、日雇派遣労働者等の関係者に関係法令の周知を行うこと。
 - （2）派遣先は、文書の配布等により、派遣労働者、直接指揮命令する者等の関係者に関係法令の周知を行うこと。

- 8 安全衛生に係る措置（日雇派遣指針第8）
 - （1）派遣元事業主は、雇入れ時の安全衛生教育を確実にすること。

(2) 派遣先は、危険有害業務就業時の安全衛生教育を確実に行うこと。

9 労働条件確保に係る措置（日雇派遣指針第9）

派遣元事業主及び派遣先は、賃金の一部控除、労働時間の算定をはじめとして、労働基準法等関係法令を遵守すること。

10 情報の公開（日雇派遣指針第10）

派遣元事業主は、派遣料金、派遣労働者の賃金等の事業運営の状況に関する情報の公開を行うこと。

11 派遣元責任者及び派遣先責任者の連絡調整等（日雇派遣指針第11）

派遣元責任者及び派遣先責任者は、安全衛生等について連絡調整を行うこと。

12 派遣先への説明（日雇派遣指針第12）

派遣元事業主は、派遣先がこの指針を適用できるようにするため、日雇派遣労働者を派遣する旨を説明すること。

13 その他（日雇派遣指針第13）

派遣元指針及び派遣先指針は当然に適用されるものであることに留意すること。

第3 派遣元指針改正の概要について

派遣元事業主は、派遣料金、派遣労働者の賃金等の事業運営の状況に関する情報の公開を行うこと。

第4 日雇派遣指針の取扱い等について

1 趣旨（日雇派遣指針第1）

「日々又は30日以内の期間を定めて雇用される者」には、反復更新して日々又は30日以内の期間を定めて雇用されることにより、雇用期間が30日を超えることとなる者についても含まれるものであること。

2 労働者派遣契約の期間の長期化（日雇派遣指針第2の2）

労働者派遣契約の期間の長期化については、「派遣先において労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を勘案して」行うものであり、長期にすることが可能と考えられる労働者派遣契約を短期の細切れのものとすることを防止しようとするものであること。

3 雇用契約の期間の長期化（日雇派遣指針第2の3）

雇用契約の期間の長期化については、労働者派遣契約の期間の長期化と同様、「労働者派遣契約における労働者派遣の期間を勘案して」行うものであり、長期にすることが可能と考えられる雇用契約を短期の細切れのものとするのを防止しようとするものであること。派遣元指針では、雇用契約の期間を「労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせる等」としているが、日雇派遣の場合には、この労働者派遣の期間が短期であるために雇用契約の期間も短期にしかならないため、日雇派遣指針においては、雇用契約を「できるだけ長期にする」ということを定めているものであること。その方法としては、複数の労働者派遣契約について、同一の派遣労働者を派遣することにより、当該派遣労働者との雇用契約を長期にすることが考えられること。

4 労働者派遣契約に定める就業条件の確保（日雇派遣指針第3）

(1) 派遣先による就業場所の巡回等については、「一の労働者派遣契約について少なくとも一回以上の頻度で定期的に」行うこととしており、例えば、日々の労働者派遣契約であれば、毎日行わなければならない、また、1週間の労働者派遣契約であれば、1週間に1回以上行わなければならないものであること。

(2) 日雇指針第3の2(1)において派遣先は「日雇派遣労働者の就業場所を巡回」することとしているが、「日雇派遣労働者の就業の状況が労働者派遣契約に反していないことを確認する」ために行うものであり、巡回する者については、労働者派遣契約の内容を把握していることはもちろん、当該内容を確保することに責任を有する者でなければ、派遣先が適切に行ったことにはならないものであること。したがって、就業の現場に派遣先の労働者がいることをもって、派遣先が就業場所の巡回をしたこととはならないことに留意すること。

5 労働・社会保険の適用の促進（日雇派遣指針第4）

日雇指針第4の3の日雇手続を「行えないとき」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）第39条の規定に反して日雇労働被保険者である日雇派遣労働者が日雇労働被保険者手帳を提出しない場合や、健康保険法（大正11年法律第70号）第169条第4項の規定に反して日雇特例被保険者である日雇派遣労働者が日雇特例被保険者手帳を提出しない場合等、例外的なものであること。

6 関係法令等の関係者への周知（日雇派遣指針第7）

日雇指針第7の「関係法令」には労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法及びこれらに基づく政省令等が含まれるものであること。

7 情報の公開（日雇派遣指針第10及び派遣元指針第13）

- (1) 労働者派遣の実績を公開する際には、派遣先の実数、派遣労働者の数、日雇派遣労働者の数を公開し、事業報告書に記載した数を記載すること。また、教育訓練について公開する際には、事業報告書に記載した教育訓練の種類及びその内容を記載すること。
- (2) 派遣料金の額及び派遣労働者の賃金の額を公開する際には、労働者派遣事業全体のそれぞれの平均的な1人1日（8時間として算定する。）当たりの額、日雇派遣に係るもののそれぞれの平均的な1人1日（8時間として算定する。）当たりの額を公開し、事業報告書に記載した額を記載すること。また、派遣労働者等にとって分かりやすい業務の種類別に、派遣料金の額及び派遣労働者の賃金の額の公開を行うことが望ましく、例えば、営業、販売、製造、一般事務などの区分が考えられること。
- (3) (1) 及び (2) にかかわらず、派遣先及び派遣労働者が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、さらに詳細に情報を公開することは望ましいこと。
- (4) 派遣元事業主による情報の公開については、事業運営の状況に関する情報の公開を求めるものであって、個別の派遣労働者に係る派遣料金の額及び賃金を公開することを定めたものではないこと。
- (5) 情報の公開の方法としては、ホームページに掲載すること、派遣労働者及び派遣先の求めに応じて開示できるよう文書を用意しておくこと等が考えられること。

8 派遣先への説明（日雇派遣指針第12）

派遣元事業主による派遣先への説明については、派遣労働者との雇用契約の当事者である派遣元事業主が派遣先に対して、派遣労働者が日雇派遣労働者であるか否かを説明しない場合、派遣先がこの指針を適用し、労働者派遣事業の適正な運営を確保することができないことから、求めているものである。

第5 労働者派遣事業関係業務取扱要領の一部改正について

1 改正する部分について

別添のとおり、改める。

2 適用期日

平成20年4月1日とする。ただし、労働者派遣事業関係業務取扱要領における事業報告書の様式改正については、同年2月28日とする。

3 経過措置

改正後の事業報告書は、平成20年2月28日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。